

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

秋田地方裁判所大館支部

裁判所書記官 和 田 知佳子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 2 0 日から 令和 8 年 1 月 2 8 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 3 0 日 午後 1 時 3 0 分 場 所 秋田地方裁判所大館支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 秋田地方裁判所大館支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 2 月 2 3 日から当庁物件明細書等閲覧コーナーに備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	10,983,000 8,786,400	一括	2,196,600	96,018	0
1	2,060,000				
2	58,000				
3	8,865,000				



物 件 目 録

1 所 在 北秋田市鷹巣字南中家下
地 番 60番6
地 目 宅地
地 積 305.26平方メートル

2 所 在 北秋田市鷹巣字南中家下
地 番 60番4
地 目 公衆用道路
地 積 178平方メートル

持分15分の5

3 所 在 北秋田市鷹巣字南中家下 60番地6
家屋 番号 60番6
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 63.76平方メートル
2階 62.93平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年11月28日

秋田地方裁判所大館支部

裁判所書記官 和 田 知佳子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1、3】

本件共有者らが占有している。

【物件番号2】

本件共有者ら並びに売却対象外の共有持分を有するC、D及びEが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 北秋田市鷹巣字南中家下
地 番 60番6
地 目 宅地
地 積 305.26平方メートル
共有者 A 持分5分の3
共有者 B 持分5分の2
- 2 所 在 北秋田市鷹巣字南中家下
地 番 60番4
地 目 公衆用道路
地 積 178平方メートル
共有者 A 持分15分の3
共有者 B 持分15分の2
- 3 所 在 北秋田市鷹巣字南中家下 60番地6
家屋 番号 60番6
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 63.76平方メートル
2階 62.93平方メートル
共有者 A 持分5分の3
共有者 B 持分5分の2



令和7年（ケ）第6号
令和7年8月12日受理
令和7年10月6日提出

現況調査報告書

秋田地方裁判所大館支部

執行官 佐藤 智博

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 北秋田市鷹巣字南中家下 |
| | 地 番 | 6 0 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 0 5 . 2 6 平方メートル |
| | 共有者 A | 持分 5 分の 3 |
| | 共有者 B | 持分 5 分の 2 |
-
- | | | |
|---|-------|--------------|
| 2 | 所 在 | 北秋田市鷹巣字南中家下 |
| | 地 番 | 6 0 番 4 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 1 7 8 平方メートル |
| | 共有者 A | 持分 1 5 分の 3 |
| | 共有者 B | 持分 1 5 分の 2 |
-
- | | | |
|---|---------|--|
| 3 | 所 在 | 北秋田市鷹巣字南中家下 6 0 番地 6 |
| | 家 屋 番 号 | 6 0 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 3 . 7 6 平方メートル
2 階 6 2 . 9 3 平方メートル |
| | 共有者 A | 持分 5 分の 3 |
| | 共有者 B | 持分 5 分の 2 |

不動産の表示		「物件目録」のとおり			
住居表示		(住居表示未実施)			
土地		物件 1			
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら(A、B) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	本土地は、物件 2 土地を介して北側の市道に通じる。				
建物		物件 3			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら(A、B) ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として全部共同で使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ 地方裁判所 支部 年()第 号 保管開始日 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	(住居表示未実施)					
土地	物件 2					
現況地目	☐ 宅地（物件 ） ☒ 公衆用道路（物件 2 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐					
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐					
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら（A、B） ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が他の共有者らと共に公衆用道路の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐					
その他の事項	1 本土地の売却対象は、本件共有者ら（A、B）の合計持分 3 分の 1 である。 2 本土地は、建築基準法第 4 2 条 1 項 5 号道路（位置指定道路）である。					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 保管開始日 支部 年 月 日 年（ ）第 号					
建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）					
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり					

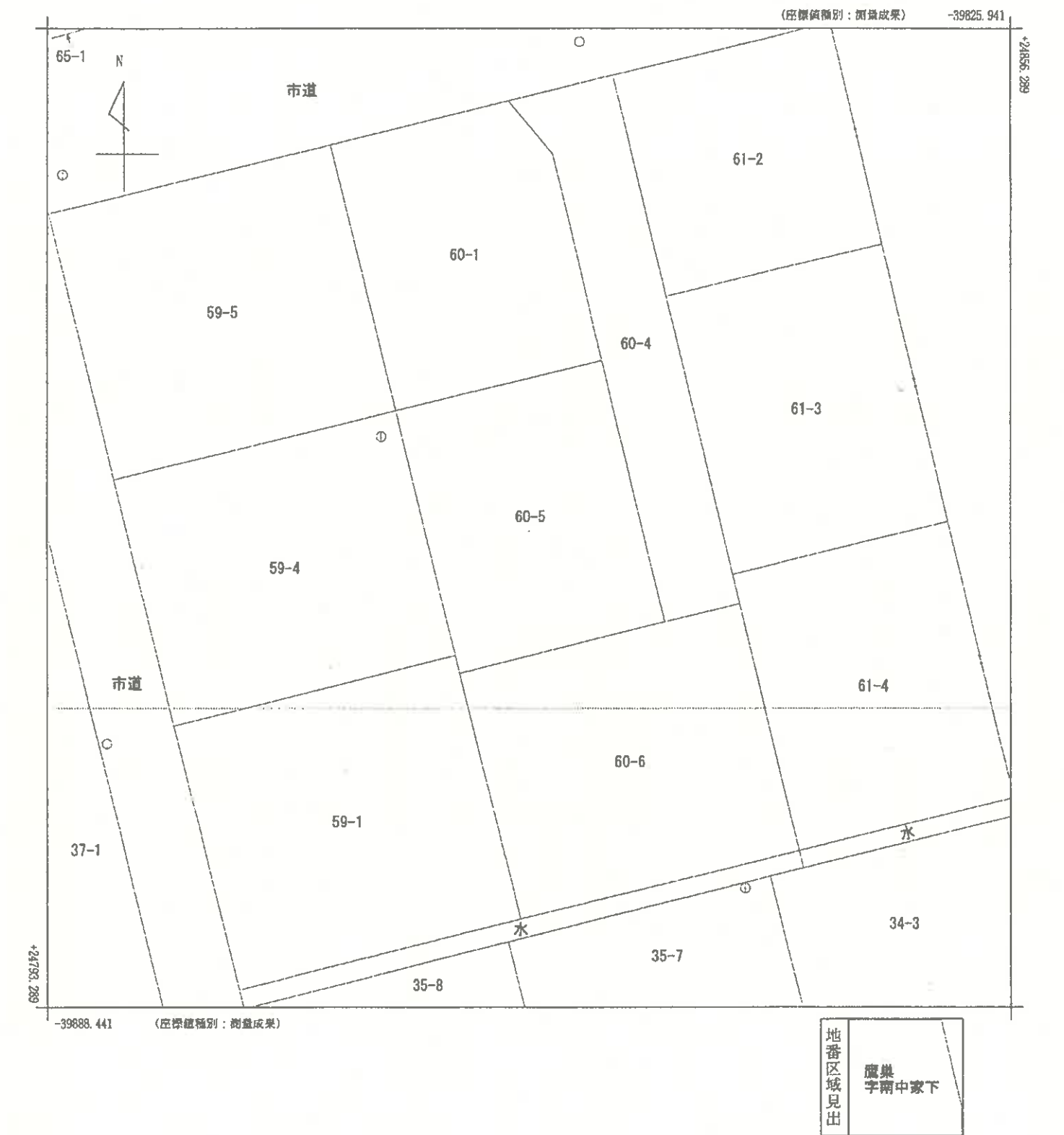
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	1 私は、本件各物件の共有者です。他の共有者Bは私の妻です。 2 本件各土地はいずれも公図のとおりです。境界等につき隣地所有者と争いはありません。 3 本件物件は、私とB及びその家族だけが使用しており、他人が使用している部分はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 7年 8月13日 (水) : ~ :	執行官室	北秋田市に対し課税台帳等交付申請 (郵便) (返信用郵券添付)
令和 7年 8月29日 (金) 10:55 ~ 11:15	秋田地方法務局大館支局	登記事項証明書等公用取得
令和 7年 8月29日 (金) 14:40 ~ 14:50	物件所在地	現地所在確認、写真撮影、簡易計測
令和 7年 8月29日 (金) : ~ :	執行官室	A、Bに対し「現況調査期日通知書及び占有関係照会書」発送 (郵便)
令和 7年 9月12日 (金) 9:45 ~ 10:15	物件所在地	全戸不在につき外観調査で終了 (評価人同行)
令和 7年 9月16日 (火) : ~ :	執行官室	A、Bに対し解錠予告通知 (郵便)
令和 7年 9月22日 (月) 9:45 ~ 10:25	物件所在地	立入調査、図面作成、占有調査、写真撮影 (A立会、評価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	北秋田市鷹巣字南中家下				地番	60番5			
出力縮尺	1/250	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成29年9月26日				備付年月日(原図)	平成29年9月26日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A3版からA4版に縮小

令和7年8月29日
秋田地方法務局大館支局
登記官

請求番号：10-1
(1/1)

(6枚目)

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(秋田地方方法務局大館支局管轄)

令和7年6月11日

東京法務局

登記官

(7 枚目)

各階平面図

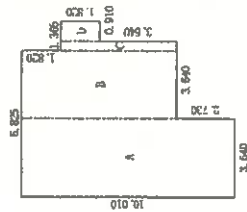
60番6

建物図面

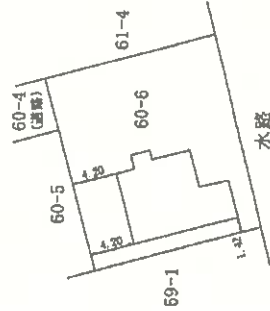
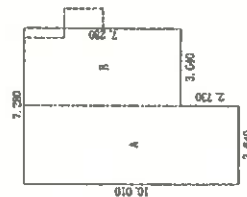
家屋番号

建物の所在
北秋田市鷹巣字南中家下60番地6

1階



2階



単位: m

作成者

縮尺

1/250

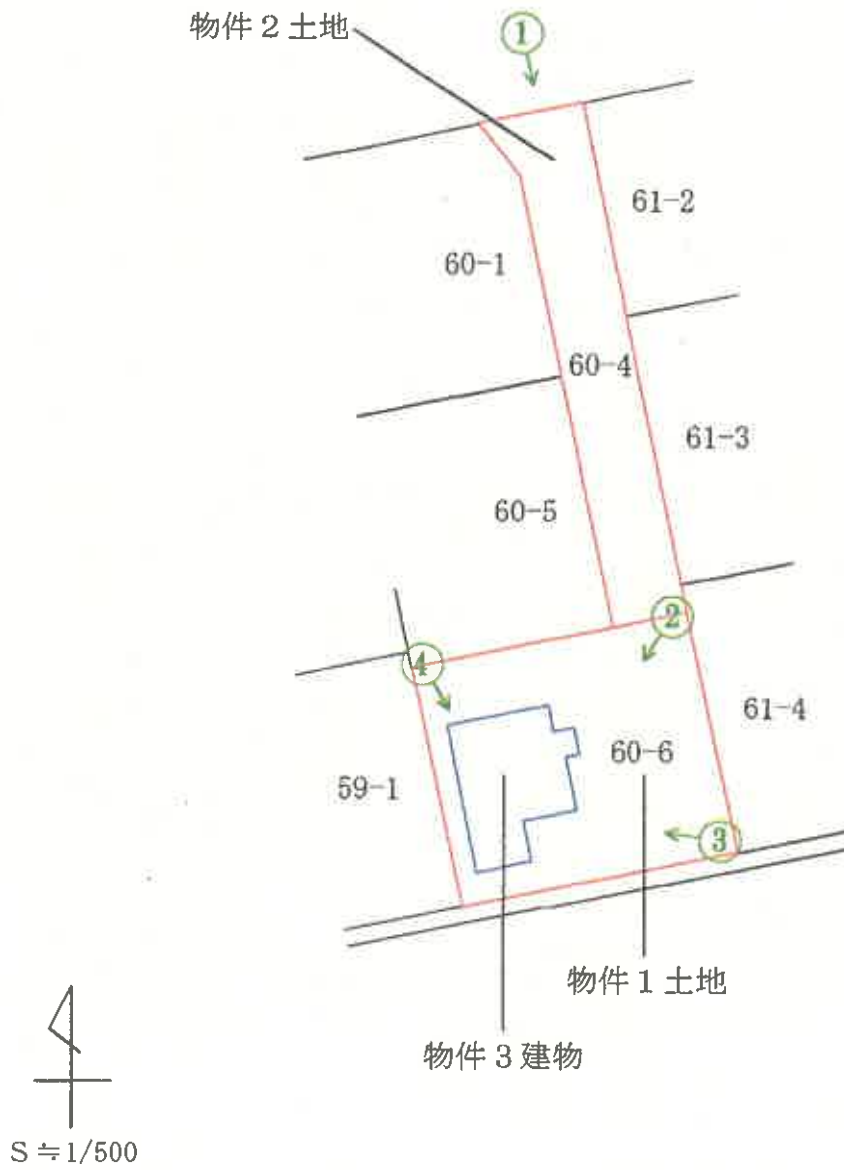
申請人

縮尺

1/500

A 3 版から A 4 版に縮小

土地建物位置関係図

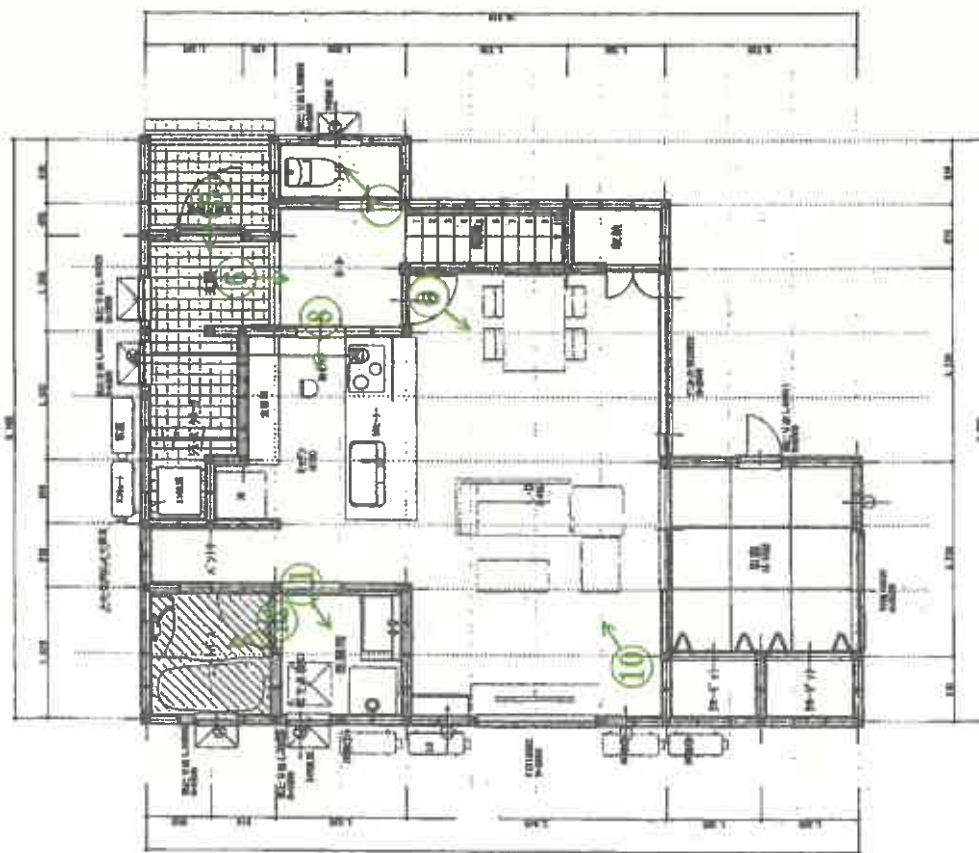


↑
○は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

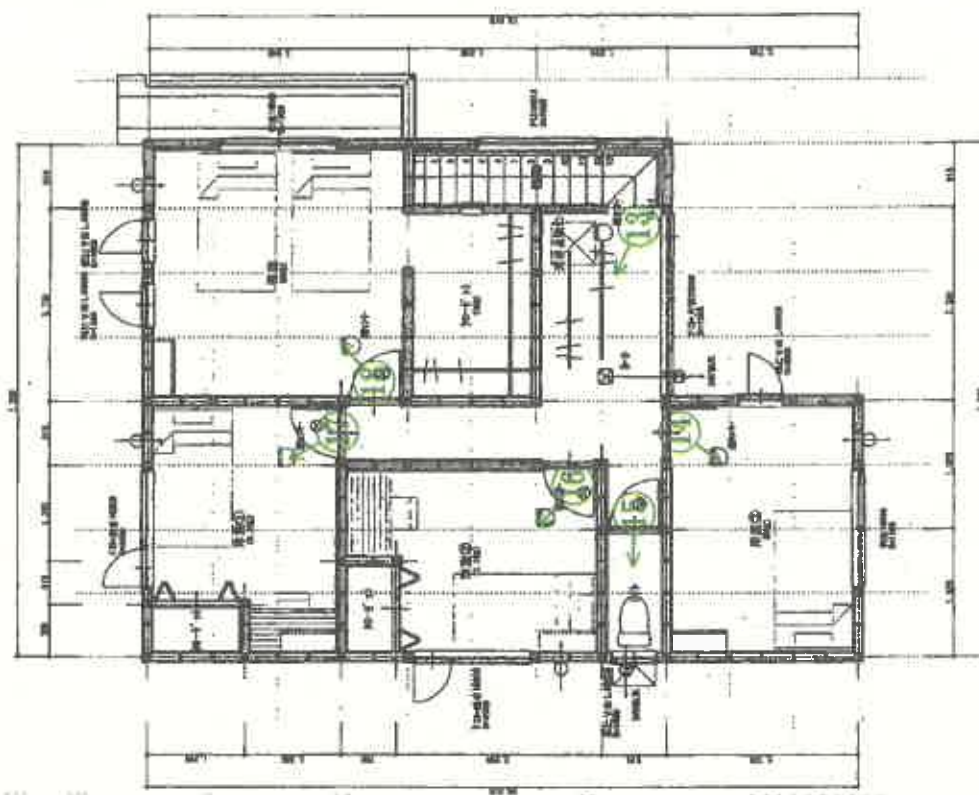
※土地の形状及び建物位置関係は、概略を記載したものである。

建物間取図

1階



2階



○印の中の数字は写真番号である。

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4

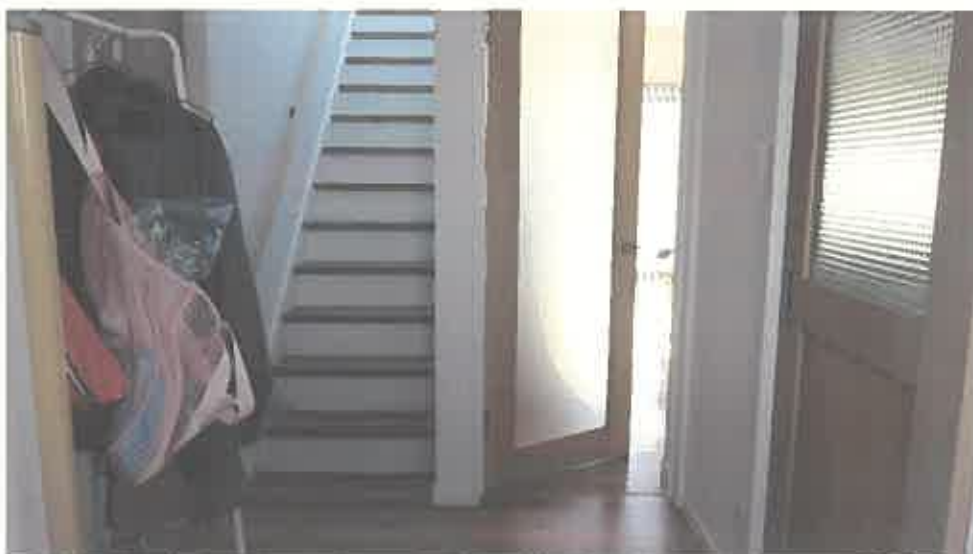


写真番号 5



物件3建物内部の状況（1階）

写真番号 6



前同

写真番号 7



前同

写真番号 8



前同

写真番号 9



前同

写真番号 1 0



前同

写真番号 1 1



前同

写真番号 1 2



前同

写真番号 1 3



物件 3 建物内部の状況（2 階）

写真番号 1 4



前同

写真番号 1 5



前同

写真番号 1 6



前同

写真番号 1 7



前同

写真番号 1 8



前同

令和 7 年 (ケ) 第 6 号
令和 7 年 9 月 22 日 現 地 調 査
令和 7 年 10 月 3 日 評 価

秋田地方裁判所 大館支部 御中

評 価 書

(物件1～3)

評価人 不動産鑑定士
石塚 充 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金10,983,000円	
内 訳 価 格	
物件1	金2,060,000円
物件2	金58,000円
物件3	金8,865,000円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は、物件3の建物のための敷地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該敷地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記 上	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	北秋田市鷹巣字南中家下 60番6 宅地 305.26㎡	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	北秋田市鷹巣字南中家下 60番4 公衆用道路 178㎡	同左
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	北秋田市鷹巣字南中家下60番地6 60番6 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 : 63.76㎡ 2階 : 62.93㎡ 延 : 126.69㎡	同左
番号	特 記 事 項		
2	・ 物件2は持分3分の1のみ対象である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	JR奥羽本線「鷹ノ巣」駅から南西方約1.4km(以下道路距離)に位置する。 最寄商業施設：「いとく鷹巣南店」まで約400m。 最寄公共施設：「市立鷹巣小学校」まで約150m。	
付 近 の 状 況	北秋田市鷹巣地区中心部の南側、米代川北側に位置する一般住宅等が多い住宅地域である。地域内の道路は幅員約5mの舗装私道が標準で、物件から国道105号線まで約2kmで連絡できる。北秋田市鷹巣地区の住宅需要は低調に推移している。また、当該地域は大きな変動要因もなく、今後も現状のまま推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% なし 建築基準法第22条区域、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件 (規模、形状等) (物件1のみ)	地積305.26㎡(登記地積)。 北側間口約5m、奥行約16.3mのほぼ長方形の中間画地。 北側私道とほぼ等高に接している。 画地内は、概ね平坦である。 形状は、法務局備付の公図、地積測量図、建物図面と概ね一致している。	
接 面 道 路 (物件1のみ)	北側幅員約5mの舗装私道に接面している。同私道は建築基準法第42条第1項第5号に該当する(詳細は下記特記事項参照)。	
供 給 処 理 施 設 (宅地内引込)	上 水 道：あり (建物への接続：あり) ガ ス 配 管：なし (接面道路公設管：なし) 下 水 道：あり (建物への接続：あり)	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件1は物件3の敷地として利用され、法定地上権が成立する。目的外建物は無い。周辺には一般住宅等が所在する。なお、物件2は位置指定道路として利用されている。	
土 壌 汚 染 の 性 可 能	当該土地に係る土壤汚染に関しては、専門調査機関による調査を行わなければ確定できないが、官公庁への聴取によると、土壤汚染対策法の要措置区域(第6条)及び形質変更時要届出区域(第11条)に該当しない。また、現地調査等においても土壤汚染の端緒は確認されなかった。よって、当該土地の土壤汚染の可能性は低いものと判断した。なお、本評価書は土壤汚染がないことを証明するものではない。	
埋 蔵 文 化 財 の 有 無	周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。	
特 記 事 項	- 物件2の公衆用道路は建築基準法第42条第1項第5号(位置指定道路)である。 - ハザードマップで浸水想定区域(3.0m以上～5.0m未満)に該当する。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件3)

区 分	—
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成31年3月21日 新築 経済的全耐用年数：約26.0年 経過年数：約6.5年（7年とする） 経済的残存耐用年数：約19年
仕 様	構造：木造 屋根：金属板等 外壁：サイディング等 内壁：クロス等 天井：クロス等 床：フローリング、畳等 設備：上下水道、電気等 その他：オール電化、エコキュート等
床面積（現況）	現況面積は、下記のとおりになる。 （登 記） 1 階：63.76㎡ 2 階：62.93㎡ 延：126.69㎡
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：別添建物間取図のとおり
品 等	総 合：普通 使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状態	現地立ち合いによる内見調査から、多量の動産類が存在するが、それ以外は概ね経年相当の状態にある。 したがって、保守管理の状態は普通と判断した。
建物の利用状況	建物共有者が占有している。
特 記 事 項	・特になし

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1、2 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価 補正	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	14,200	0.97	305.26	1.00	4,205,000
2	14,200	0.10	178.00	-	253,000

ア 標準画地価格 (地価調査価格等からの規準)

標準画地は幅員約5mの舗装私道に接面する地積約300㎡の中間画地

地価調査 北秋田 (県) -3

地価調査価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $15,300 \text{ 円/㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 102.0 \times 100 / 106.0 \rightleftharpoons 14,200 \text{ 円/㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 地価調査価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
 月率 0.00% $\times$ 3ヶ月 $\rightleftharpoons$ 0.0%

◇ 標準化補正 : 方位 (東方) +2% 基準方位北

◇ 地 域 格 差 : 街路条件 +6% 道路幅員、系統連続性、私道等
 交通・接近条件 $\pm 0\%$ 格差なし
 環境条件 $\pm 0\%$ 格差なし
 行政的条件 $\pm 0\%$ 格差なし

$100 / 106 \times 100 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 100 \rightleftharpoons 100 / 106.0$

イ 個 別 格 差 : 【物件1】

方位 (北方) $\pm 0\%$. . . 1.00
 間口狭小 -3% . . . 0.97

$1.00 \times 0.97 \rightleftharpoons 0.97$

【物件2】

位置指定道路 -90% . . . 0.10

ウ 地 積 : 登記数量

エ 建 付 減 価 補 正 : 【物件1】

建物と敷地との適応の状態等を考量し、上記のとおり補正した。

【物件2】

位置指定道路であることから、補正なし。

② 物件3 (建物)

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
3	200,000	126.69	0.45	11,402,000

ウ 現価率

経過年数約7年、経済的残存耐用年数約19年、経済的全耐用年数26年、残価率5%とした定率法（現価率0.45）と観察減価法（保守管理の状況等を考慮して査定）を併用して下記のとおり査定した。

計算式	耐用年数に 基づく方法	観察減価法	現価率
$(R^{n/N}) \times (1 \pm q) =$	0.45	× 100%	≒ 0.45

項	目
R : 残価率	5%
N : 経済的全耐用年数	約26年
n : 経過年数	約7年
o : 経済的残存耐用年数	約19年
q : 観察減価法による補正率	0%

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権等価格を控除し、建物については敷地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権等価格 (円) $ア \times イ \div ウ$
1	4,205,000	0.30	法定地上権	1,262,000
2	253,000	—	—	0

イ 敷地利用権等割合 : 物件1は、物件3に対して法定地上権が成立するため、その建付地価格に対する割合を30%と査定した。
物件2は、位置指定道路であるため、敷地利用権等割合なしと判断した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	敷地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	持分 割合 カ	評価額 (円) $(ア \pm イ) \times ウ \times エ \times オ \times カ$
1	4,205,000	-1,262,000	1.00	1.00	0.70	1.00	2,060,000
2	253,000	0	1.00	1.00	0.70	0.33	58,000
3	11,402,000	+1,262,000	1.00	1.00	0.70	1.00	8,865,000
一括価格 (合計)							10,983,000

ウ 占有減価 : 特になし

エ 市場性修正 : 特になし

オ 競売市場修正 : 評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮の上、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ 持分割合 : 物件2のみ持分3分の1であることを考量し、査定した。

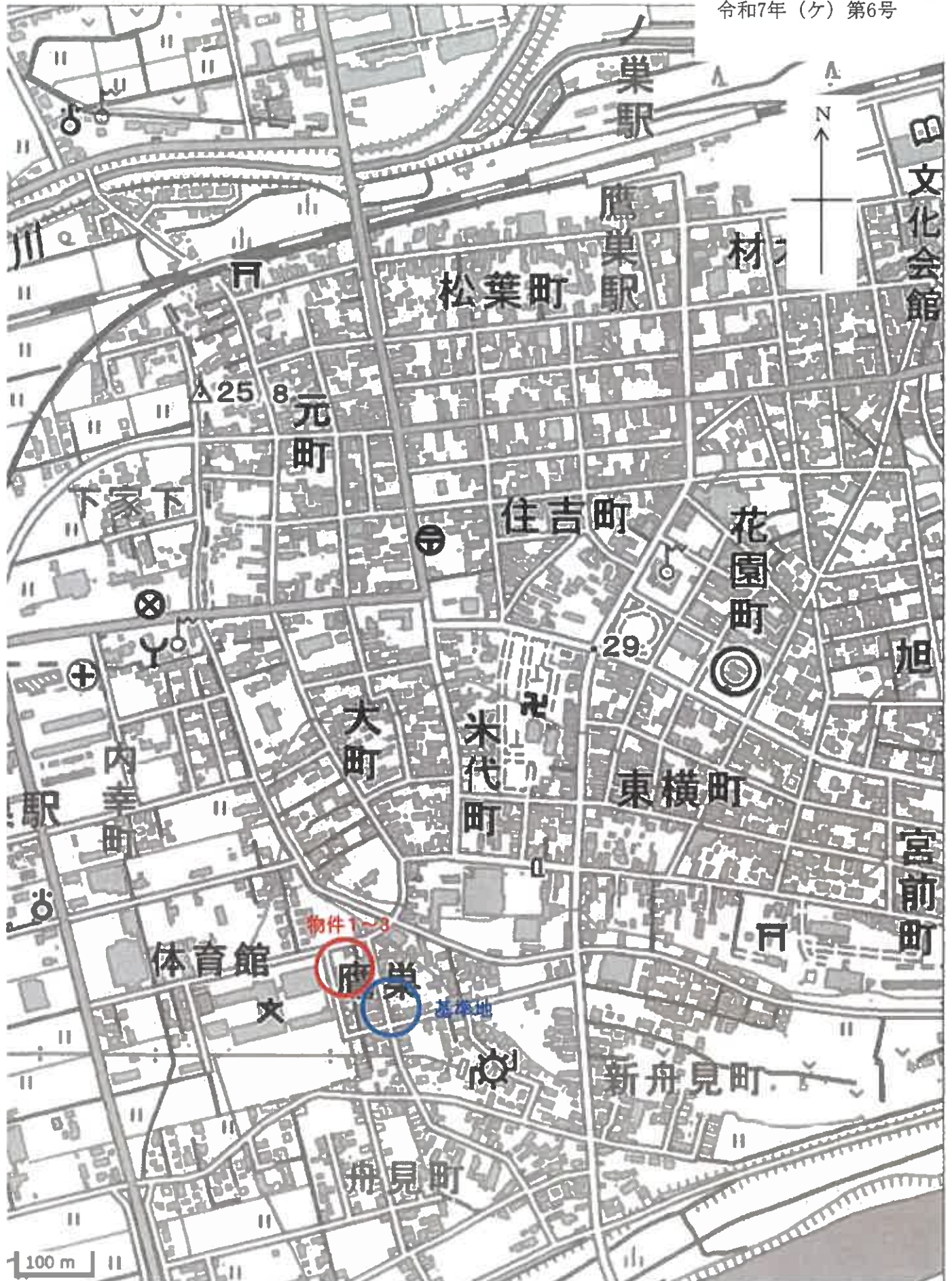
第6 参考価格資料

地 価 調 査 価 格 北秋田（県）－3
所 在 ： 北秋田市鷹巣字南中家下34番3
価 格 ： 15,300円/㎡
位 置 ： JR奥羽本線「鷹ノ巣」駅の南西方道路距離約1.4km
価 格 時 点 ： 令和7年7月1日
地 積 ： 286㎡
供給処理施設 ： 水道、下水
接 面 街 路 ： 東側幅員5.5m舗装市道に接面
用 途 指 定 等 ： 非線引都市計画区域 第1種住居地域（60、200）
地 域 の 概 要 ： 中規模の一般住宅が多い住宅地域

第7 附属資料の表示

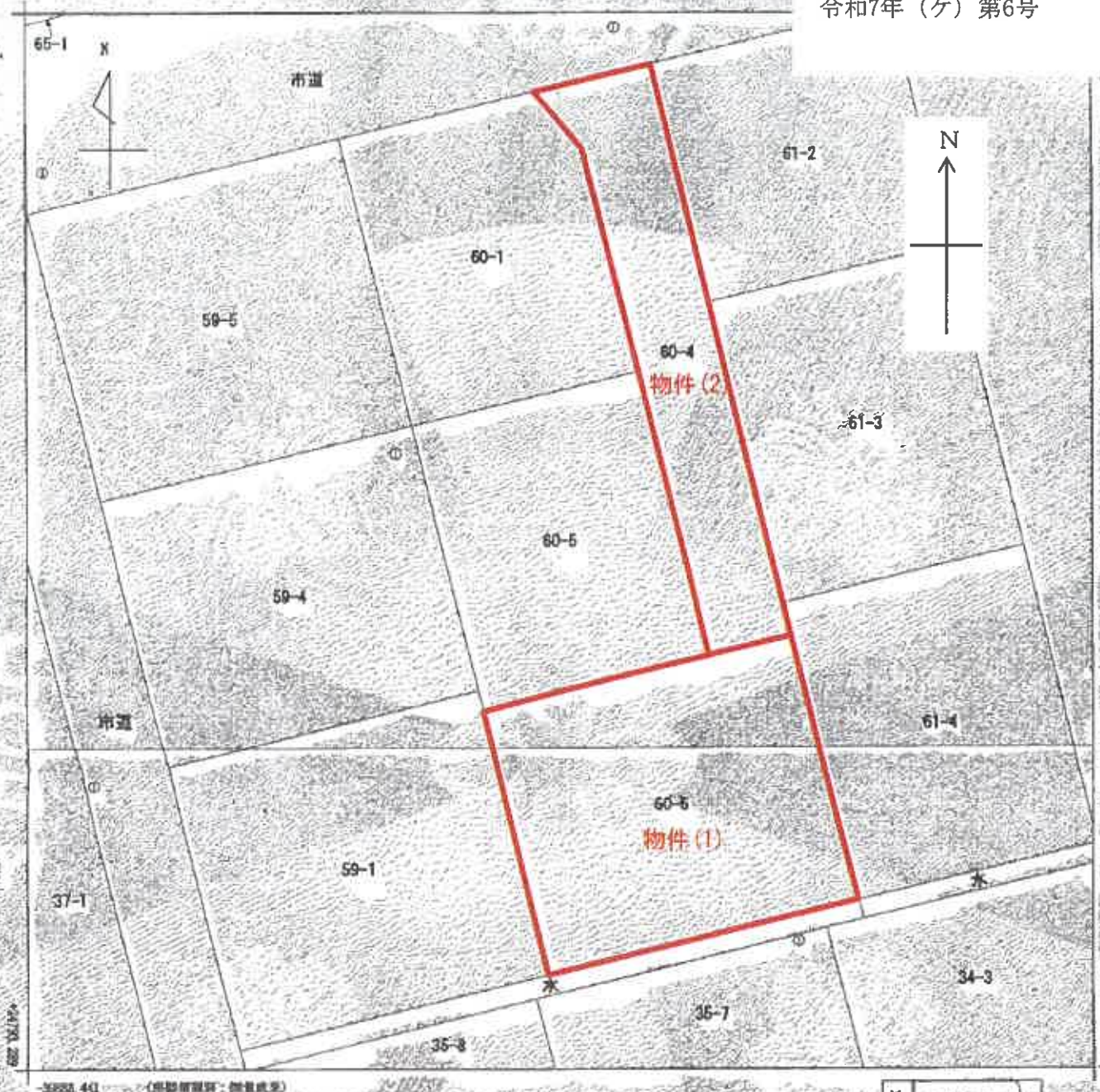
- 1 位置図
- 2 周辺案内図
- 3 秋田地方法務局備付、公図写
- 4 秋田地方法務局備付、地積測量図写
- 5 秋田地方法務局備付、建物図面写
- 6 建物間取図

以 上



公 図 写

秋田地方裁判所 大館支部
令和7年（ケ）第6号



50m 40m (市道幅員：無量成定)

「本図面は原本のA3版をA4版に縮小コピーしたものである」

地番区域見出
鷹巣
字南中家下

請求 部 分	所 在	北秋田市鷹巣字南中家下				地 番	60番5			
出 力 尺 寸	1/250	精 度 区 分	中三	地番 番号又 は記号	X	分類	地区(法第14条第1項)		種類	地籍図
作 成 年 月 日	平成29年9月26日			消 付 年 月 日 (原図)	平成29年9月26日			補 記 事 項		

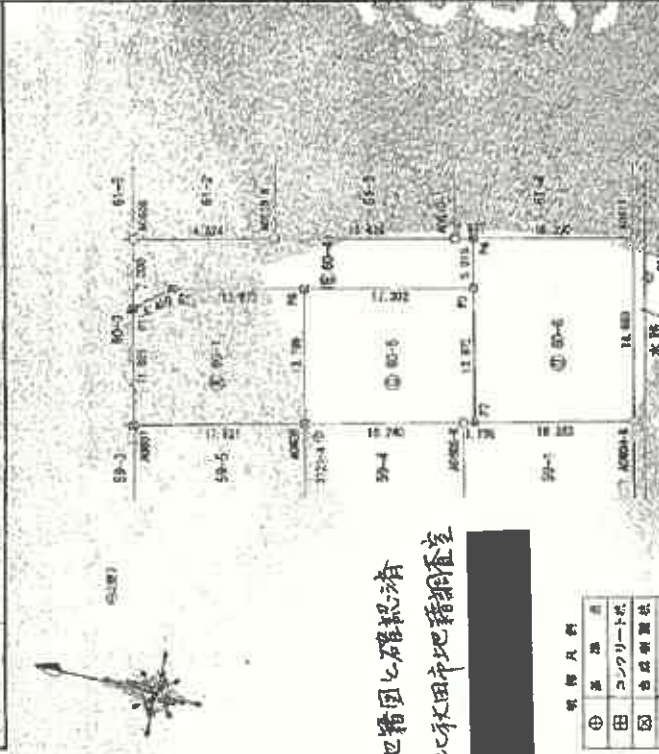
これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

請求番号：10-1
(1/1)

公用

令和7年(ケ)第6号
地籍測量 物件(1)(2)

地 号	ED-1,00-1,00-5,60-0
土地所在	北林田市露城分南



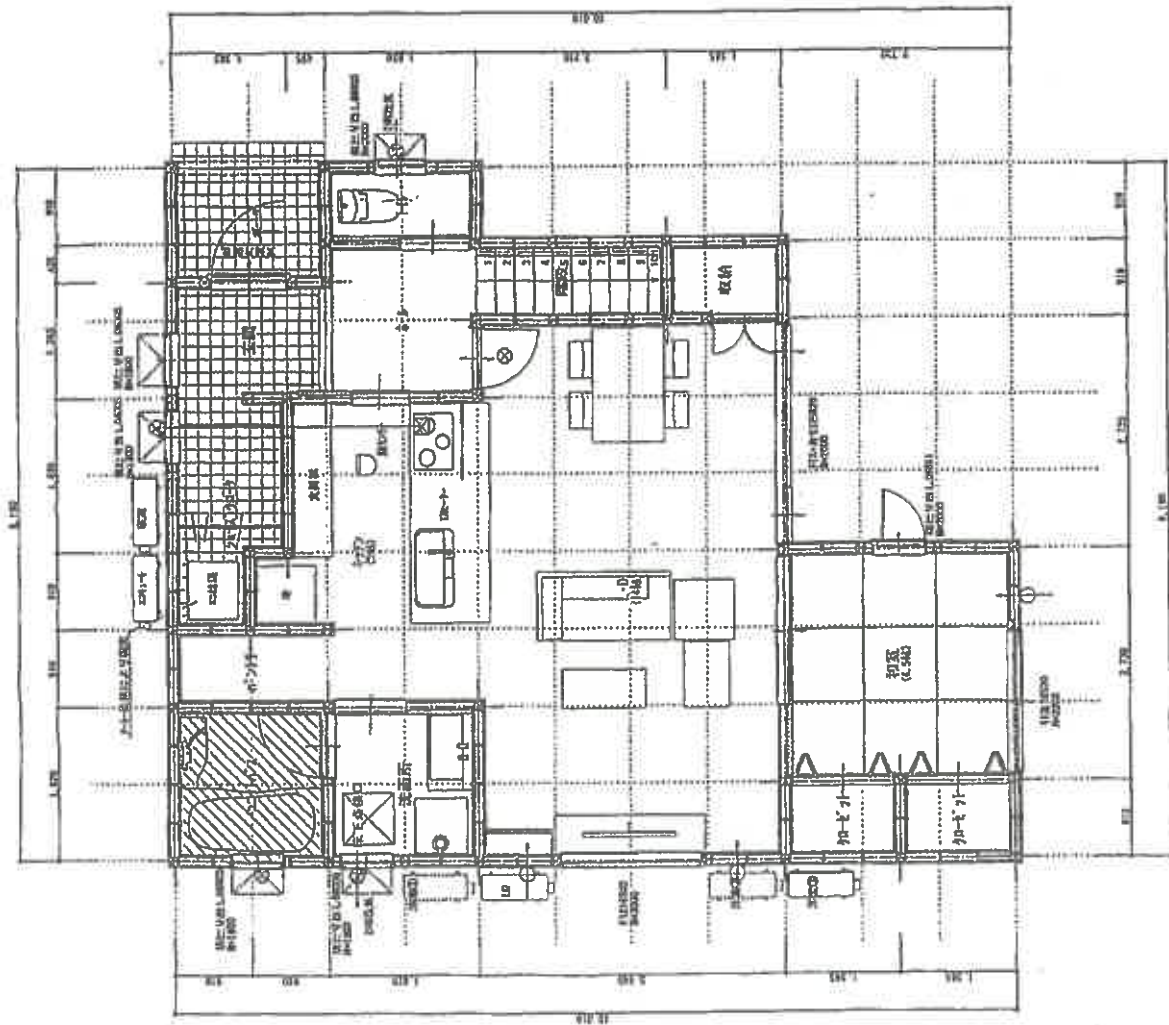
地籍圖也。確認為
北平農林局地籍調查室

⊕	基盤
田	コンクリート地
⊗	造成地
⊙	全開填
□	合置プレート

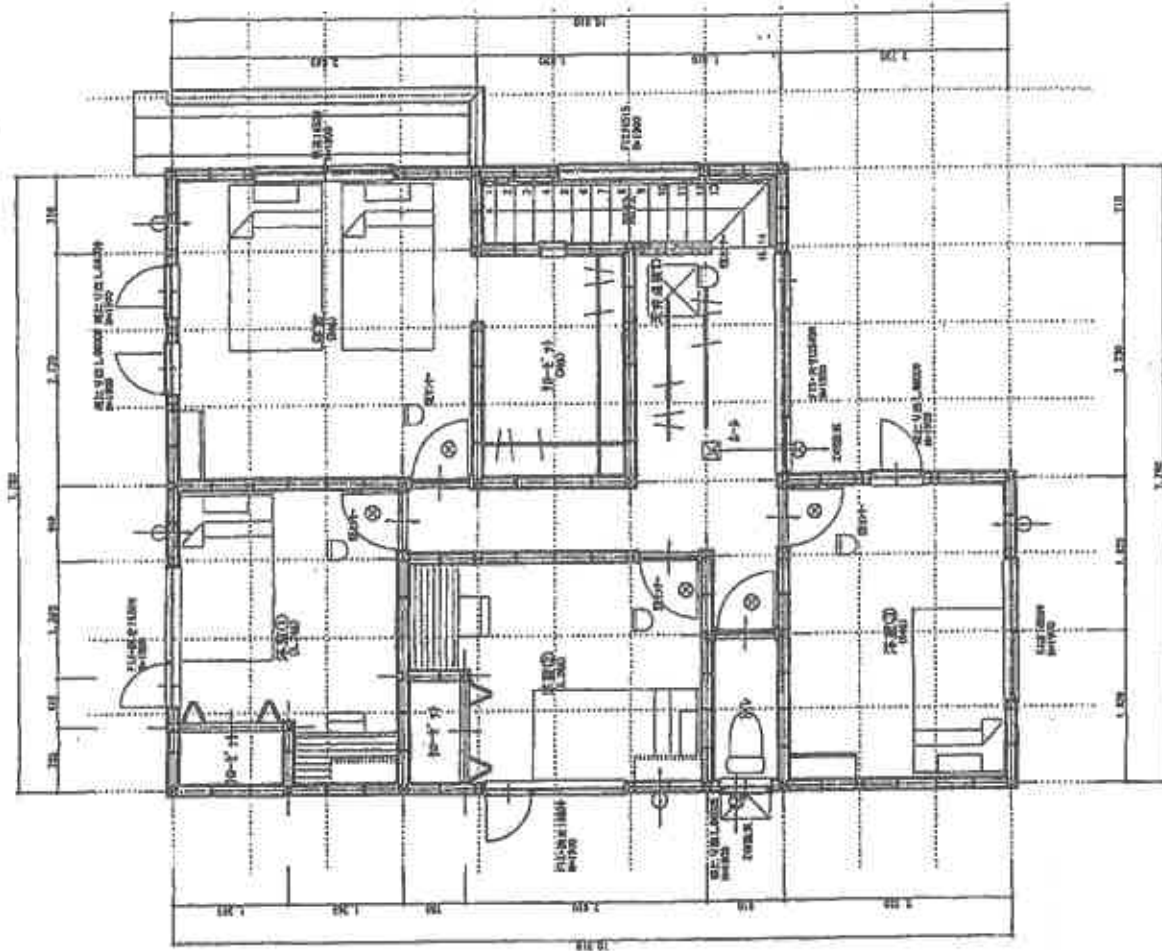
[illegible]

建物間取引図

秋田地方裁判所 大館支部
令和7年(ク)第6号
北秋田市鷹巣字南中家下



1 附單張圖



2. 隨筆隨刊

(注) 洋室③のドアは現況引き戸である